

規制改革推進会議 第9回投資等WG
ヒアリング資料

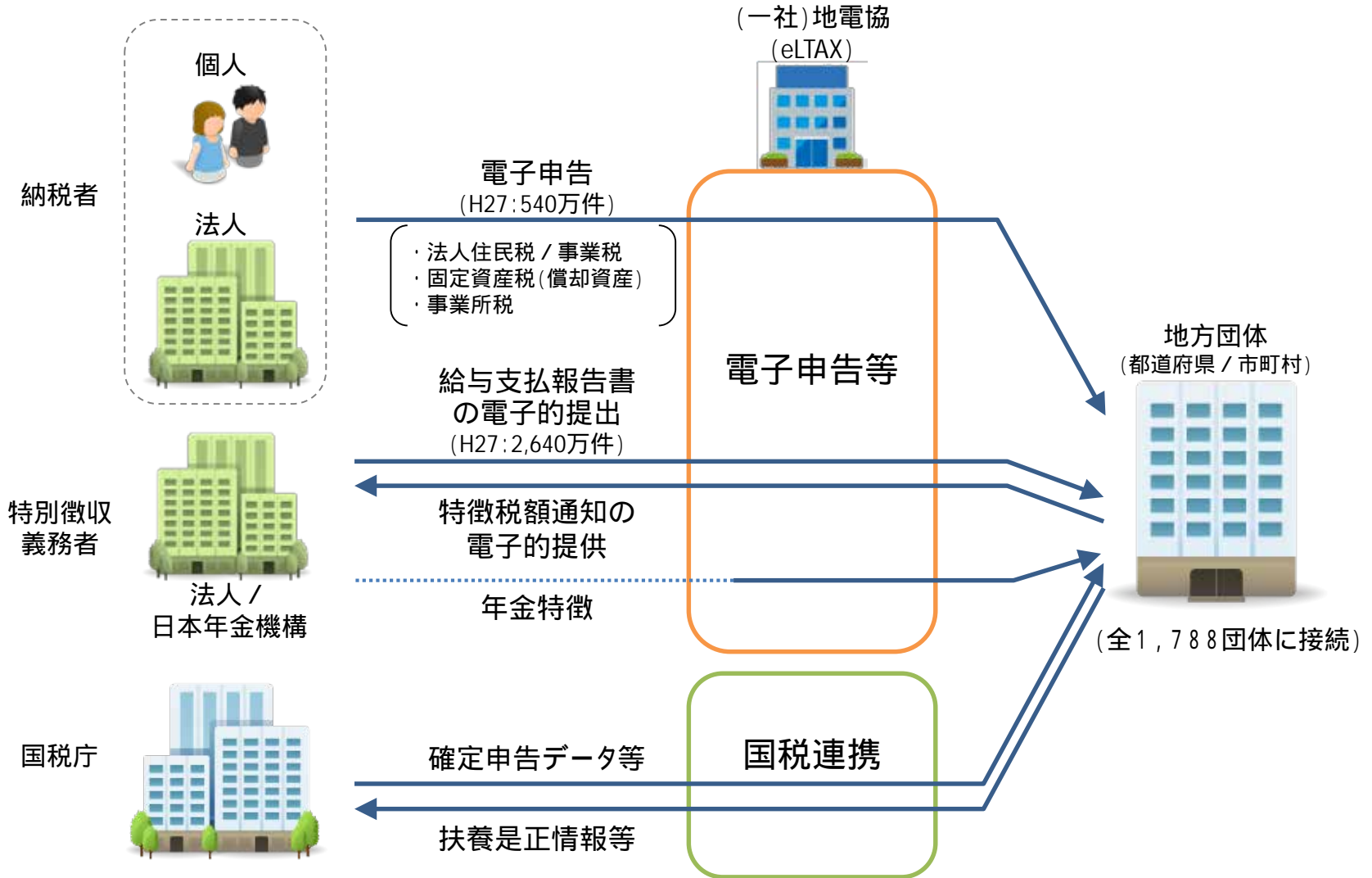
総務省

eLTAX(地方税ポータルシステム)の役割

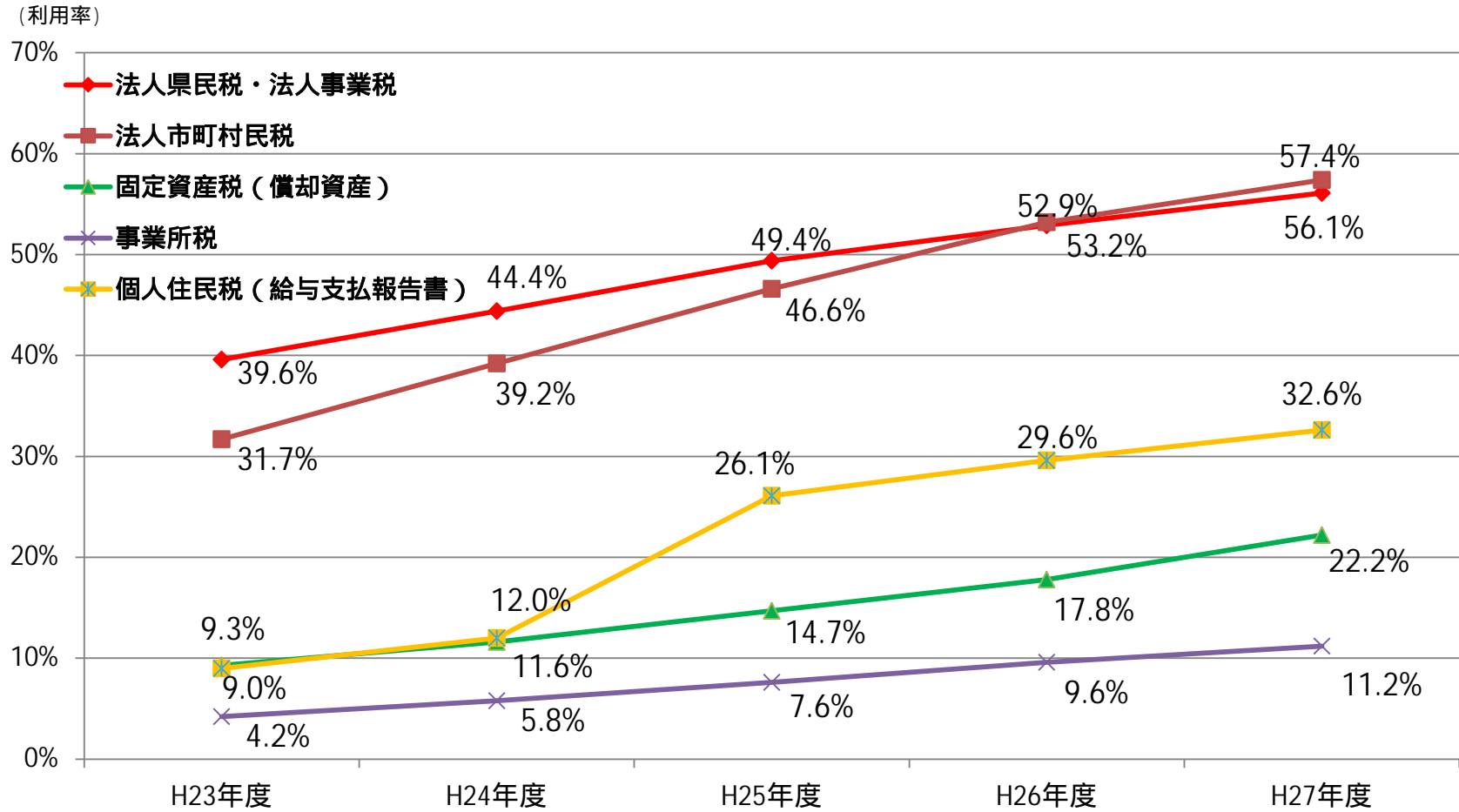
eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)

運用主体・・・一般社団法人地方税電子化協議会(全ての都道府県、市区町村が会員として加入)

eLTAX接続団体・・・全47都道府県 及び 全1,741市区町村がeLTAXに接続



オンライン(eLTAX)利用率



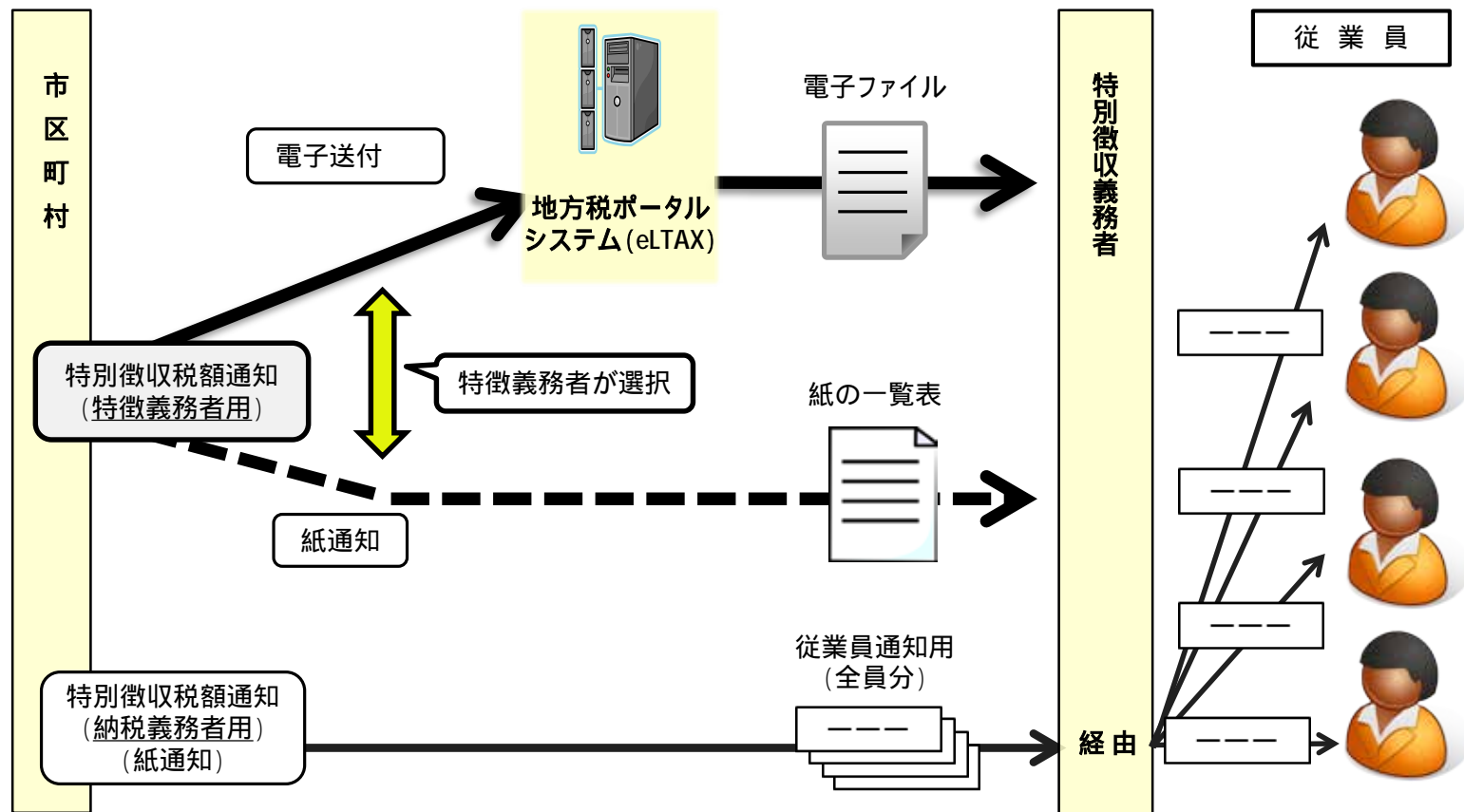
「電子申告等の利用率等の調べ」(総務省自治税務局)

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人2税等の申告・届出	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知
H16	法人住民税、法人事業税、 固定資産税(償却資産)の 申告開始				
H19	事業所税の申告開始 法人設立届等の申告・ 届出開始	給与支払報告書・公的 年金等支払報告書の提 出開始			
H21			公的年金の特別徴収 データの連携開始		
H22				所得税確定申告書の 連携開始	
H25				法定調書の連携開始 扶養是正情報の連携 開始	
H28					特別徴収税額通知(特 徴義務者用)の電子化

(オンライン(eLTAX)利用率(主な税目))	平成23年度	平成27年度
法人県民税・法人事業税	39.6%	56.1%
法人市町村民税	31.7%	57.4%
個人住民税(給与支払報告書)	9.0%	32.6%

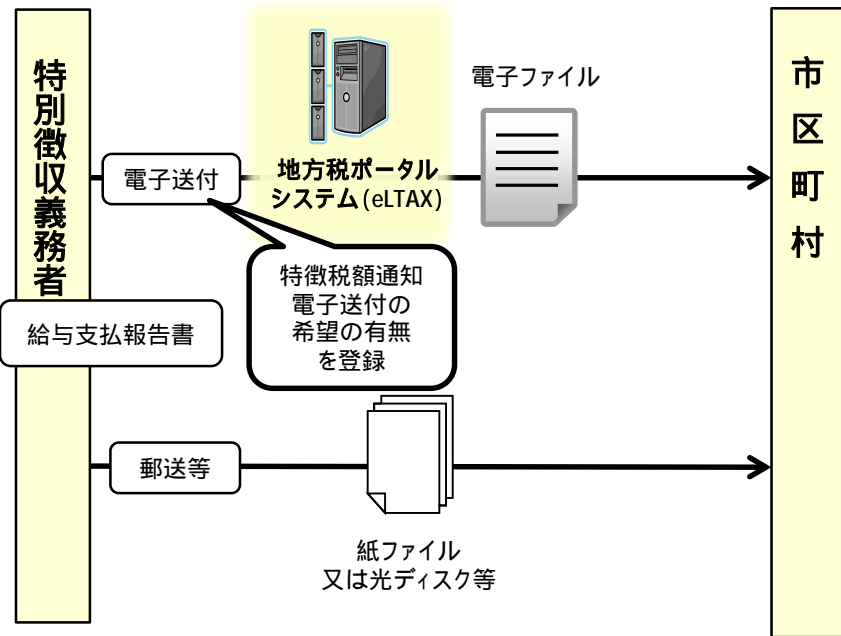
個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知



… eLTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、H28年度以降システム改修した市区町村から順次対応

特別徴収義務者・市町村間における主な住民税関係事務の流れ

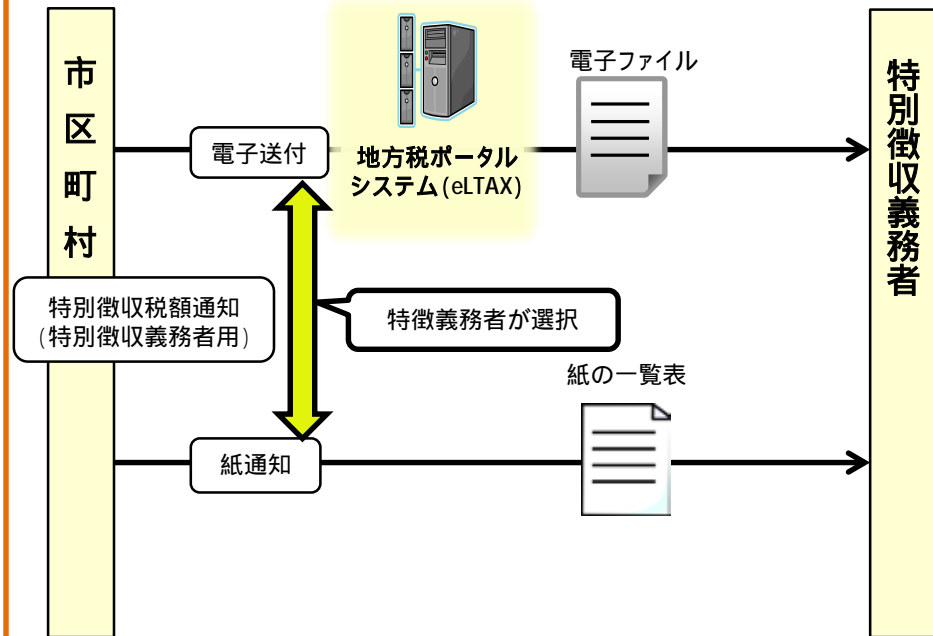
給与支払報告書の提出(～1月末)



給与支払報告書のeLTAX等による提出率

年度	全提出件数	オンライン提出率(eLTAX経由)	電子的提出率(eLTAX又は光ディスク等による提出)
平成24年度	75,956,697	12.0%	19.2%
平成25年度	77,326,760	26.1%	32.0%
平成26年度	78,789,120	29.6%	34.7%
平成27年度	80,998,022	32.6%	37.4%

特別徴収税額通知(～5月末)



特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子正本送付の経緯

eLTAXの機能追加(平成27年8月)に伴い、平成28年度課税分の個人住民税からは、市区町村から電子署名等を添付した特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を送付することが可能となった。

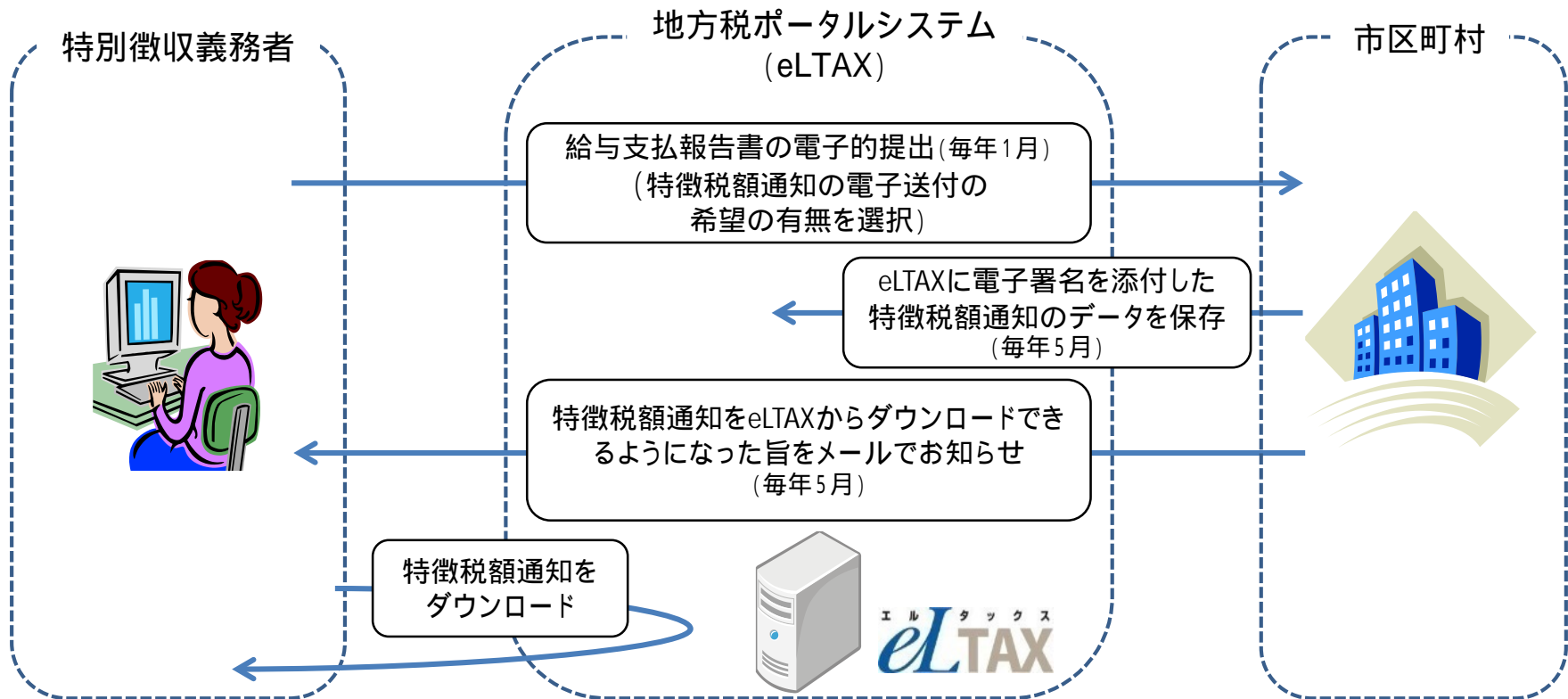
オンライン送付の場合における特別徴収税額通知の「到達」に係る規定を整備。(平成28年4月1日施行)

電子での正本送付を希望した場合は、上記システム改修に対応した市区町村から平成28年度課税分の個人住民税から順次、オンラインでの送付が可能となっている。

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知

eLTAXの機能追加(平成27年9月)に伴い、eLTAXを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(市区町村から特別徴収義務者への通知)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」の電子的通知が可能となっている。

< 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知 >



【電子的正本通知を行うための条件】

- 1 特別徴収義務者は、eLTAXの利用申請を行う(特別徴収義務者ごとのフォルダが作成される)。
- 2 毎年の給与支払報告書の電子提出時(eLTAX経由)、特別徴収義務者が税額決定通知の電子送付を選択する。
- 3 電子署名を添付できるシステムに改修済みの市区町村からeLTAXの特別徴収義務者フォルダに電子的正本通知を格納

特別徴収税額通知の電子化推進について

平成28年7月15日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化推進について」（総税市第65号）において下記内容の通知を行ったところ。

通知内容(抄)

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を電子的に「正本」通知することについては、下記の点(特別徴収義務者の事務効率化や特定個人情報保護の観点等)からも積極的に取り組んでいただきたいと考えており、各市区町村におかれては、早急な対応を進めていただきたいと考えています。

(1) 特別徴収義務者の事務効率化

電子での通知が「正本」となるため、特別徴収義務者側で電子的に給与システム等に課税額を登録することが可能となること(これまでは紙媒体での通知が「正本」であったため、電子的に参考送付された「副本」データを登録する際には、紙媒体(「正本」と)との読み合わせが必要であった)。また、特定個人情報を紙媒体で保存する必要がなくなり、管理コストの削減が期待されること。

(2) 特定個人情報の保護

平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)には、マイナンバー(個人番号)が記載されることになっており、電子的に「正本」通知することで、特別徴収義務者用の通知については紙媒体で送付する必要がなくなり、郵送による誤送付等のリスクの削減が期待されること。

(3) 統一的な対応の必要性

特別徴収義務者が電子的に「正本」通知されることを希望しても、各市区町村において対応が異なる場合、電子で「正本」通知されるものと、紙媒体で「正本」通知されるものが混在することとなる。各市区町村が特別徴収税額の電子「正本」通知を進め、全ての通知を電子的に「正本」で受け取ることができることにより、特別徴収義務者の事務効率化が達成されるものであること。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

総務省において、有識者や事業者、地方団体の課税実務者等からなる検討会を設置し、地方団体の意見等を踏まえつつ、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を推進するための方策を検討中。現在、導入する場合の課題と解決策の整理などを行っているところ。

【主な課題】

特別徴収税額通知(納税義務者用)は、特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知されることとされているため、電子通知の場合の真正性の確保が課題。
(オンライン化法では、特別徴収義務者を経由した納税義務者への通知は、正本通知とならない。)

個人情報保護の観点から、納税義務者の要望を受けマスキング処理を施す自治体が増えている中、特別徴収義務者を経由した納税義務者への通知の電子化を行う場合、特別徴収義務者に電子データが残ることからも、秘匿性の確保が課題となる。

特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化した場合、書面交付を希望する納税義務者が一定程度残ることが想定されるため、特別徴収義務者と市区町村は、書面通知と電子通知の二重管理を強いられ、この点の事務負担が増す。

(特別徴収税額通知を各種所得証明等に使用する場合があることから、書面による交付を希望する納税義務者が残ることや、そもそも電子的通知を受領する環境にない納税義務者がいることが想定される。)